

知っていますか？自転車の交通安全

自転車は道路交通法では、車両の一種（軽車両）です。正しく安全に自転車を利用しましょう。

自転車 安全利用 五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。
道路標識などで指定されている場合
・ 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人
・ 車道または降雨通の状況からみてやむを得ない場合
〈罰則〉 3か月以下の懲役 または5万円以下の罰金
（道路交通法第17条）
- ② 車道は左側を通行（車道の右側通行禁止）
自転車は車道の左側に寄って通行しなければいけません。
〈罰則〉 3か月以下の懲役 または5万円以下の罰金
（道路交通法第17条）
- ③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道よりを徐行
自転車は歩道を通行する場合は、車道よりの部分を徐行しなければいけません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止、または自転車から降りて押して歩きましょう。
〈罰則〉 2万円以下の罰金 または料料（道路交通法第63条）
- ④ 安全ルールを守る
・ 飲酒運転の禁止
〈罰則〉 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
（道路交通法第65条）
・ 二人乗りの禁止
〈罰則〉 5万円以下の罰金
（道路交通法第55条）
・ 並進の禁止
〈罰則〉 2万円以下の罰金 または料料（道路交通法第19条）
・ 夜間はライトを点灯
〈罰則〉 5万円以下の罰金
（道路交通法第52条）
・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
〈罰則〉 3か月以下の懲役 または5万円以下の罰金
（道路交通法第7条および第43条）
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用
傘を差しながら・携帯電話を使用しながらの運転にも罰則があります。
傘を差し、物を担ぎ、物を持つなど視野を妨げ、または安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはいけません。
また、携帯電話で話したり、メールをしたりしながらの運転もしてはいけません。
〈罰則〉 5万円以下の罰金
詳しくは、福岡県警ホームページをご覧ください。
http://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/kotsu_kikaku/012.html



第43条

いきいきコミュニティ 自転車交通安全指導会

11月13日（土）に博多の森ドライビングスクール、交通安全指導員のご協力のもと、第二小学校運動場で行われ、第二小学校児童や住民が参加しました。小学校4年生になると公道に出て自転車の運転ができるため、行動範囲が広がることもに危険と隣り合わせの状態になります。

この講習会は、子どもたちには正しく安全に通行できる知識と技術を身につける場、住民に対してはその再確認とする場をすることを目的として行われました。講習では、見通しの悪い交差点や踏切などの様々な場所や状況での通行、自転車の点検のしかたを実践しながら学びました。



右見て！左見て！



自転車は車道側を通りましょう

福祉のために役立ててください

第9回須恵町チャリティーゴルフ大会（須恵町商工会主催）が、10月6日（水）に筑紫野市の筑紫野カントリークラブで行われました。

この大会には、会員とチャリティー賛同者など210名が参加しました。この大会の寄付金の一部が須恵町社会福祉協議会ほか町内の3団体に贈呈されました。



山田脩造さん キャプテンとして国体優勝！

7月号でもご紹介しました、須恵町から世界を目指す人たちの一人、山田脩造さん（昭穂区）の続報です。



8月の宮古島でのインターハイで準優勝、10月の国体ではキャプテンとして出場し優勝し、ますます勲章が増えています！今後は、1月5日（水）から1月9日（日）に東京都・東京体育館で行われる全日本バレーボール高等学校選手権大会（旧春高バレー）に出場します。さらなる活躍を期待しましょう！

陸上自衛隊 第4音楽隊 須恵町 音楽演奏会

- 日 時 平成23年1月30日（日）
 - 開場 13時30分
 - 開演 14時00分
 - 入場料 無料
（要整理券）
 - 主催 須恵町
 - 協賛 須恵町自衛隊協力会・自衛隊父兄会須恵町支部
- ※入場整理券を総務課とアザレアホール須恵窓口で配布します。
- 問合せ先
アザレアホール 須恵
☎ 934・0030



楽しい

考古学

36

須恵町の資料が 九州歴史資料館に展示されます

須恵町の乙植木古墳群から出土した資料が、九州歴史資料館に展示されることが決まりました。九州歴史資料館は、11月21日に太宰府市から小郡市に移転して開館しました。

展示される資料は、「須恵器」5点で、今から約1500年前、6世紀前半のもので、九州縦貫道を建設する時に、発掘調査を行った乙植木2号墳から出土しました。坏身・坏蓋・高坏・有蓋直口壺（壺と蓋）と呼ばれる器は、古墳の石室（死者を埋葬した部屋）に副葬品として供えられた状態で出土しました。

この時期の須恵器は県内では非常に珍しく、セットでそろっている資料は少ないそうです。

今回、6世紀前半の福岡県内で出土した須恵器の代表資料として、乙植木古墳群の資料が選ばれました。



高坏



▲坏身・坏蓋



▲有蓋直口壺